

広島県告示第百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十四年二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県大竹市前飯谷、後飯谷、比作、安条、八丁、穂仁原、小方町小方地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
比作B（七六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	比作B（七六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比作（二六二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	比作（二六二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比作A（八四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	比作A（八四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
比作（二六六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	比作（二六六七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川津（七四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小川津（七四七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安条（二六二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安条（二六二四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安条A（七四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安条A（七四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安条（七四五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安条（七四五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八丁（七四五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八丁（七四五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
前飯谷B（八四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	前飯谷B（八四六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項





前飯谷川支川 (三一隣)	土石流	次の図のとおり	前飯谷川支川 (三一隣)	土石流	次の図のとおり
前飯谷川支川 (九八隣)	土石流	次の図のとおり	前飯谷川支川 (九八)	土石流	次の図のとおり
後飯谷川(六 六〇〇)	土石流	次の図のとおり			
後飯谷(二)	地滑り	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。